

## 千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術活動の創出に向けて、音楽団体等が継続して活発に音楽鑑賞公演等を開催できるよう支援することを目的に、予算の範囲内で事業費に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号の全てに該当する団体とする。

(1) 募集要項を公表した日において、団体の活動拠点が市内にあり、自ら事業を企画し、及び遂行する能力があるとともに、会則、規約等及び役員又は会員名簿を有しており、事業を実施するにあたって明確な会計経理がなされる非営利の文化芸術団体(一般社団法人及び一般財団法人を除く。)であること。

(2) 政治又は宗教活動を目的としていないこと。

(3) 国又は地方公共団体が資本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと。

(4) 国又は地方公共団体から運営等に係る経費の助成を受けている団体でないこと(指定管理者を含む。)

2 前項第1号に規定する団体の活動拠点が市内にあるとは、次に掲げる要件を2つ以上満たすことをいうものとする。

(1) 過去5年以内に千葉市内で音楽鑑賞公演を開催した実績があること。

(2) 事務局の所在地が千葉市内であること。

(3) 会員や団員等、団体の構成員の半数以上が千葉市民であること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象団体に該当しないものとする。

(1) 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等

(3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

4 前3項に規定するもののほか、市長は第5条に定める対象事業の募集の際に補助対象団体の要件を付加することができるものとする。

5 補助金の交付の対象となる音楽鑑賞公演等に関し共催団体がある場合は、共催団体も前各項の要件を満たすものとする。ただし、共催団体が第1項第3号又は第4号の要件を満たさない場合において、当該事業に対する役割や効果が、名義使用又は施設の期間前予約使用許可に限ると認められる場合は、第1項第3号又は第4号の要件を満たすものとみなす。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる音楽鑑賞公演等は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 別に定める期日までに完了する事業であること。

(2) 千葉県内に設置された劇場・音楽堂等の事業の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)の劇場、音楽堂等の要件を満たす公共・民間施設の室内ホールを借用して実施される、不特定多数の観客を動員する音楽鑑賞公演(鑑賞料金は有料・無料どちらでも可)又は練習やリハーサルであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

(1) 収益の寄附や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業

(2) 特定の企業等の宣伝広報、政治活動又は宗教活動を目的としている事業

(3) 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反する事業

- (4) 国若しくは地方公共団体又はこれらの外郭団体から、補助又は助成、共催、委託等を受け、又は会場費の減免を受けている事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助上限額等は、別表のとおりとする。

(補助事業の募集)

第5条 市長は、募集期間を別に定めようとして、対象事業の募集を行うものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象団体が補助を申請しようとするときは、前条で定める募集期間内に、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 千葉市音楽団体等活動支援事業 事業計画書(様式第2号)
- (2) 千葉市音楽団体等活動支援事業 収支予算書(様式第3号)
- (3) 定款・規則等
- (4) 役員・会員名簿
- (5) 活動拠点が千葉市であることがわかるもの(例:過去に市内で開催した公演チラシ、事務局の住所が記載されている規約、構成員の半数以上が千葉市民であることがわかるもの)等で可)
- (6) 会場費の見積書あるいは支払予定額がわかるもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前条で定めた募集期間以外の交付の申請は、無効とする。

(補助の決定等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条に基づき、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしないときには、規則第4条第3項に基づき、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助決定事業」という。)の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の5分の1以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助決定事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助を申請した者又は補助を受けた者は、市長が補助決定事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして補助に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合はこれに応じること。
- (5) 法令、規則、この要綱を遵守すること。
- (6) 第10条第2項に基づき、市長から改善を求められた場合に、その求められた措置に従うこと。
- (7) 開催を予定している会場の使用許可を得ること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

(変更等の承認申請)

第9条 第7条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定事業者」という。)は、前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市音楽団体等活動支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときには、速やかに当該申請の内容を審査し、補助決定

事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（中止又は廃止）について承認の可否を決定し、千葉県音楽団体等活動支援事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

#### （状況報告）

第10条 規則第10条の規定による報告は、千葉県音楽団体等活動支援事業状況報告書（様式第8号）に、その他市長が必要と認めるものを添えて行うものとする。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、補助決定事業者に対し相当の期限を定めてその改善を求めることができる。
- 3 市長は、補助決定事業者が前項の規定により求められた措置をとらないときには、第7条第2項の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定による取消しをしたときには、規則第17条の規定により、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

#### （実績報告）

第11条 補助決定事業者は、規則第12条の規定により、補助決定事業の完了を報告するときは、補助決定事業の終了後30日以内に、千葉県音楽団体等活動支援事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 千葉県音楽団体等活動支援事業 収支決算書（様式第11号）
- (2) 補助対象経費の支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実（相手先と支払内容と金額を含めて）が確認できる書類
- (3) 当日の実施状況がわかる写真
- (4) パンフレット類（プログラム、チラシ等の広報印刷物）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

#### （補助額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときには、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第13条 補助決定事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付請求書（様式第13号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 千葉県音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書（写し）
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### （決定の取消し）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

#### （返還命令）

第15条 市長は、第14条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、規則第18条の規定により、補助決定事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助決定事業者はその返還を請求するものとし、補助決定事業者はその請求に応じて返還するものとする。

- 2 第1項及び第2項の規定による返還命令は、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金返還命令書（様式第14号）によるものとする。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

## 別表

補助対象経費	会場費	本番公演又は練習やリハーサルにおける会場の施設利用料（ホール、楽屋、リハーサル室） 本番公演又は練習やリハーサルにおける会場の附属設備利用料（舞台・音響・照明設備など）
補助対象外経費	音楽費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、出演料、監修料、作曲・編曲料、作詞料、著作権使用料、調律料 等
	印刷費	ポスター・チラシ・プログラム・チケット・入場整理券印刷費
	謝金・人件費	会場整理・警備賃金、その他日当
	宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料
	記録費	録画費、録音費、写真費 （当該活動の成果として記録するものに限る。オンライン配信に係る経費は含まない。）
	通信費	案内状送付料
	その他	振込手数料、予備費、雑費等使途が曖昧な経費、その他市長が適当でないと判断した経費
予算書・決算書に計上できない経費		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 団体の財産となり得るものの購入や制作経費</li> <li>(2) 事務運営管理に関する経費（事務所人件費を含む）</li> <li>(3) 事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等）</li> <li>(4) 行政機関に支払う手数料</li> <li>(5) 弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費</li> <li>(6) 交際費・接待費</li> <li>(7) 賞金・賞品、花束・記念品代等</li> <li>(8) その他団体の自主財源により賄うべき経費</li> </ol>
収入		<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助決定事業の実施に伴う収入（事業収入、協賛金、その他収入）</li> <li>(2) 自己負担金（補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から、補助決定事業の実施に伴う収入を差し引いた額）</li> </ol>
補助率		補助対象経費の2分の1以内（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
補助金上限額		30万円
補助金の額		補助対象経費に補助率を乗じた額とする。ただし、補助上限額又は自己負担金のいずれか低い額を限度とする。

(様式第1号)

年 月 日

## 千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

(注) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉県音楽団体等活動支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

事業名			
主催団体	(西暦 年 月設立)		
日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
会場名・諸室名 (所在地)	( )		
補助金交付申請額 (A+B) × (1/2)	円 (千円未満切捨て)	施設使用料 (A)	円
附属設備 使用料 (B)	円		
入場料	1. 有料 (一般 円、前売 円、学生 円) 2. 無料		
千葉県暴力団排除 条例に係る誓約 (確認後チェック☑)	<input type="checkbox"/> 申請団体は暴力団ではありません。 <input type="checkbox"/> 役員は暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 申請事業は暴力団の利益になる事業ではありません。 <input type="checkbox"/> 申請書及び会員名簿に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。		
添付書類 (確認後チェック☑)	<input type="checkbox"/> 千葉県音楽団体等活動支援事業 事業計画書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 千葉県音楽団体等活動支援事業 収支予算書 (様式第3号) <input type="checkbox"/> 定款・規則等 <input type="checkbox"/> 役員・会員名簿 <input type="checkbox"/> 活動拠点が千葉県であることがわかるもの (例: 過去に市内で開催した公演チラシ、事務局の住所が記載されている規約、構成員の半数以上が千葉市民であることがわかるもの) 等で可) <input type="checkbox"/> 会場費の見積書あるいは支払予定額がわかるもの		
担当者連絡先	フリガナ 氏 名		
	住所	〒	
	TEL		FAX
	Email		

(様式第2号)

## 千葉県音楽団体等活動支援事業 事業計画書

事業名	(千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書に記載した名称)
団体名	
事業概要	(演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細)
事業趣旨・目的	(事業を行う目的、意義、補助金による効果等を記入してください。)
団体趣旨・目的 ・活動内容等	
共催団体・役割	
後援団体・役割	
協賛団体・役割	
特記事項	(その他特記すべき事項があれば記入してください)

(様式第3号)

## 千葉市音楽団体等活動支援事業 収支予算書

(収入)

概要	金額 (円)	内訳
入場料 (A)		
協賛金 (B)		
その他収入 (C)		
自己負担金		
合計		

(支出)

	概要	金額 (円)	内訳
補助対象経費	施設使用料		
	附属設備使用料		舞台設備 照明設備 音響設備 その他
	計		
補助対象外経費	音楽費		
	印刷費		
	謝金・人件費		
	宣伝費		
	記録費		
	通信費		
	その他		
	計		
合計			

収支の合計は一致させること。

※補助対象経費の1/2以内で、補助上限額30万円または自己負担金のいずれか低い額を記入（千円未満切捨て）

補助対象経費の1/2 円 ①

補助上限額 円 ②

自己負担金（支出合計－収入(A)(B)(C)） 円 ③

補助金の申請額  円 ※①②③で最も低い額を記入



住 所  
団 体 名  
代表者名 様

### 千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉県音楽団体等活動支援事業補助金について、次のとおり決定したので、千葉県補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事業名	
補助金交付決定額	円
交付条件	(1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助決定事業」という。）の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の5分の1以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。 (2) 補助決定事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助を申請した者又は補助を受けた者は、市長が補助決定事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして補助に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合はこれに応じること。 (5) 法令、規則、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付要綱を遵守すること。 (6) 千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付要綱第10条第2項に基づき、市長から改善を求められた場合に、その求められた措置に従うこと。 (7) 開催を予定している会場の使用許可を得ること。 (8) その他市長が必要と認める事項

#### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第5号)

千葉市指令市文第 号

住 所

団 体 名

代表者名

様

## 千葉市音楽団体等活動支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市音楽団体等活動支援事業補助金について、不交付を決定としたので、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

(不交付の理由)

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第6号)

年 月 日

## 千葉市音楽団体等活動支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

(注) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先 電話番号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付の決定を受けた  
下記事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

事業名		
事業の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定年月日		
添付書類		変更（中止・廃止）に伴う関係書類等

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

## 千葉市音楽団体等活動支援事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付申請のあった千葉市音楽団体等活動支援事業変更（中止・廃止）承認申請について、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1 事業名

2 申請事項について

承認

不承認

(理由： )

3 その他

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第8号)

年 月 日

## 千葉県音楽団体等活動支援事業状況報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

(注) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先 電話番号

電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉県指令市文第 号により補助金の交付の決定のあった千葉県音楽団体等活動支援事業の 年 月 日現在の執行状況について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

事業名	
補助決定事業の経過及び内容	
添付書類	その他市長が必要と認めるもの

住 所  
団 体 名  
代表者名  
様

## 千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉県指令市文第 号により通知した千葉県音楽団体等活動支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉県補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事業名	
補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

### 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 千葉市音楽団体等活動支援事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

(注) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先 電話番号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令市文第 号により補助金の交付の決定のあった事業が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業名	
開催日時	
会場	
来場者数	人
実施内容	
当該補助金の活用による効果	
添付資料	<input type="checkbox"/> 千葉市音楽団体等活動支援事業 収支決算書(様式第11号) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実(相手先と支払内容と金額を含めて)が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 当日の実施状況がわかる写真 <input type="checkbox"/> パンフレット類(プログラム、チラシ等の広報印刷物)

※欄に記載しきれない場合は、別紙をご利用ください。(A4判縦、形式自由)

(様式第11号)

## 千葉市音楽団体等活動支援事業 収支決算書

(収入)

概要	金額 (円)	内訳
入場料 (A)		
協賛金 (B)		
その他収入 (C)		
自己負担金		
合計		

(支出)

	概要	金額 (円)	内訳
補助対象経費	施設使用料		
	附属設備使用料		舞台設備 照明設備 音響設備 その他
	計		
補助対象外経費	音楽費		
	印刷費		
	謝金・人件費		
	宣伝費		
	記録費		
	通信費		
	その他		
	計		
合計			

収支の合計は一致させること。

※補助対象経費の1/2以内で、補助上限額30万円または自己負担金のいずれか低い額を記入（千円未満切捨て）

補助対象経費の1/2 円 ①

補助上限額 円 ②

自己負担金（支出合計－収入(A)(B)(C)(D)） 円 ③

補助金の額  円 ※①②③で最も低い額を記入



住 所  
団 体 名  
代表者名 様

## 千葉市音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市音楽団体等活動支援事業実績報告書により、下記のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

事業名	
補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

### 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第13号)

年 月 日

## 千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

(注) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先 電話番号

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市達市文第 号千葉市音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

事業名	
補助金の確定額	円
補助金の交付請求額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>千葉市音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書の写し</li><li>その他市長が必要と認めるもの</li></ul>

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

### 千葉県音楽団体等活動支援事業補助金返還命令書

年 月 日付千葉県指令市文第 号により交付決定のあった千葉県音楽団体等活動支援事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第18条の規定により次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉県長 印

事業名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の確定額	円
返還すべき金額	円
返還を命ずる理由	
返還方法	

#### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。